

企業と子育て支援団体協働事業実施要領

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団(以下「財団」という。)が、香川県からの子育てにやさしい香川づくり事業費補助金を受けて実施する、「企業と子育て支援団体協働事業」に対する助成(以下「助成事業」という。)については、この要領の定めるところによる。

第1 目的

この助成事業は、香川県内で子育て支援や青少年の健全育成活動を行っている団体が、県内企業が持っている資源を有効活用し子育て支援活動等を行うことにより、地域において新たなネットワークが構築され、企業の子育て支援活動の促進とともに社会全体で子育てを支援する気運の醸成に寄与することを目的とする。

第2 助成対象者

本事業の実施主体は、定款及び会則等により子育て支援や青少年の健全育成活動を定め、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は子育てサークル等とする。

第3 助成対象事業及び助成の要件

- 1 この助成事業は、助成対象者が、企業のもつ人材、技術、施設等の資源を無償で活用し、次に掲げるような活動を計画的に実施する事業とする。
 - (1) 企業の人材を活用した親子向けの勉強会等の開催
 - (2) 企業の技術を活用した工作教室等の開催
 - (3) 企業の施設を活用したイベント等の実施
 - (4) その他、地域の子育て支援や児童の健全育成のための活動
- 2 助成事業の実施にあたっては、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - (1) 概ね年間延30人以上が参加する事業であること。
 - (2) 原則として、国又は地方公共団体等の公的機関からの助成を受けていないこと。
 - (3) 地域のボランティア等の積極的な参加を求め、事業に対しその積極的な協力を得て実施すること。
- 3 助成対象者は、事業の実施にあたっては、日々の運営及びその経理のための管理者を置き、次の帳簿等を備えるものとする。
 - (1) 事業に係る収支状況等を明らかにするための帳簿、日誌等
 - (2) その他事業運営上必要な帳簿等

第4 助成対象経費及び助成金の額

- 1 この助成事業の対象経費は、事業実施のために必要な次に掲げる経費とし、対象経費の合計額が5万円に満たない場合は、助成の対象としない。

諸謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、借上料、会議費、賃金、保険料及び雑役務費
- 2 助成金の額は、対象経費の実支出額の合計額が20万円以上の場合に、助成の基準となる額(以下「助成基準額」という。)を20万円と定め、予算の範囲内において、この助成基準額と、対象経費の実支出額から寄付金等その他の収入を控除した額(以下「助成対象額」という。)とを比較して少ない方の金額とする。

第5 助成の申込手続及び申込期間

- 1 助成対象者は、この助成事業による助成を受けようとするときは、企業と子育て支援団体協働事業費助成申込書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書類（以下「申込書類」という。）を、当該事業開始前に財団に提出するものとする。
 - （1）企業と子育て支援団体協働事業収支予算書（別紙1-1）
 - （2）企業と子育て支援団体協働事業計画内訳書（別紙1-2）
 - （3）事業に関する実施要綱等参考資料
 - （4）定款及び会則等

第6 助成の決定

- 1 財団は、第5に規定する申込書類を受理したときは、その内容を審査の上、必要に応じて実地調査や企業の子育て支援活動コーディネーターの助言を受け、助成の可否を決定するものとする。なお、この場合における採択の優先基準は次に掲げるとおりとする。
 - （1）事業内容の先駆性や独創性等を総合的に勘案し優先順位を決定するものとする。
 - （2）対象児童等が多いものを優先する。
 - （3）企業の参加が積極的であると認められるものを優先する。
- 2 次に該当する事業は、採択しないものとする。
 - （1）助成の申込みを行った団体等（以下「助成申込者」という。）の毎年度実施している主たる事業の振替的な事業
 - （2）備品購入費等の一部の費目に偏っている事業
 - （3）過去、財団から助成金等の交付を受けている事業
- 3 財団は、助成を行うことを決定したときは、企業と子育て支援団体協働事業費助成決定通知書（様式第2号）により、また、助成を行わないことを決定したときは、企業と子育て支援団体協働事業費助成不採択通知書（様式第3号）により、助成申込者に通知するものとする。

第7 助成金の交付条件

助成金の交付にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- （1）助成決定の通知を受けた助成申込者（以下「助成決定事業者」という。）は、事業に参加する児童、保護者並びにボランティア等の事故防止等安全管理に配慮しなければならない。
- （2）助成決定事業者は、事業が予定どおりに完了できない場合又は事業の遂行が困難と予測される場合は、速やかに財団に届け出、財団の指示に従わなければならない。
- （3）助成決定事業者は、事業の内容の全部又は一部を変更する場合は、財団の承認を受けなければならない。

第8 助成決定の取消し

- 1 財団は、助成決定事業者が助成申込等において不正を行ったことが判明した場合又は災害その他特別な事情がなくこの要領の定め反したときは、助成決定の取消しを行うものとする。なお、既に交付された助成金があるときは、その全部又は一部について返還を求めるものとする。
- 2 財団は、前項の規定により助成決定の取消しを行うときは、企業と子育て支援団体

協働事業費助成決定取消通知書（様式第4号）により、助成決定事業者に通知するものとする。

第9 事業完了報告書の提出

助成決定事業者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、企業と子育て支援団体協働事業費助成完了報告書（様式第5号）及び次の各号に掲げる添付書類（以下「報告書類」という。）を財団に提出するものとする。

- (1) 企業と子育て支援団体協働事業収支決算（見込）書（別紙5-1）
- (2) 企業と子育て支援団体協働事業実績内訳書（別紙5-2）
- (3) 事業の実施状況が確認できる資料（実施日当日の写真、参加者名簿）
- (4) 事業実施当日の案内チラシ等
- (5) 所要額の確認ができる資料（領収書の写し及び明細内訳書）
- (6) 委託契約書の写し（事業を委託して実施した場合のみ）
- (7) その他財団が必要と認めるもの

第10 報告書類の審査及び助成金の額の確定

- 1 財団は、報告書類を受理したときは、速やかにこれを審査し、必要に応じて実地調査を行い、助成金の額を確定し、企業と子育て支援団体協働事業費助成額確定通知書（様式第6号）により、助成決定事業者に通知するものとする。
- 2 財団は、助成金の額を確定し助成金を交付した後でも、過払金があるときは、助成金の額の変更を行い、速やかに返還の手続きをとり、助成決定事業者はこれに従わなければならないものとする。

第11 助成金の交付

- 1 助成決定事業者は、前条第1項の通知を受けた時は、速やかに請求書（様式第7号）を財団に提出するものとする。
- 2 財団は、前項の請求書を受理した時から1か月以内に助成金を交付しなければならない。
- 3 財団は、必要があると認める時は、予算の範囲内で概算払いをすることができる。

第12 報告

財団は、この助成事業に関し必要があると認めるときは、助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。

第13 公表

財団は、助成事業の実施結果をホームページ等を活用して広く県民に周知するものとする。

この実施要領は、平成20年5月21日から施行する。

<様式第1号>

平成 年 月 日

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団
理事長 井原 理 代 殿

住 所 〒 _____

フリガナ _____

団体名 _____

フリガナ _____

代表者 _____ 印

企業と子育て支援団体協働事業費助成申込書

平成 年度企業と子育て支援団体協働事業の実施にあたり、助成金の交付条件を承諾し次のとおり申し込みます。

1 助成申込金額 金 円

支出予定額 A	寄付金その他の 収入 B	差引額 C (A-B)	基準額 D	助成対象額 E (CとDを比較して少ない額)
円	円	円	200,000円	円

2 企業と子育て支援団体協働事業収支予算書（別紙1-1）

3 企業と子育て支援団体協働事業計画内訳書（別紙1-2）

4 添付書類

(1) 事業に関する実施要綱等参考資料

(2) 定款及び会則等

(連絡先)

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
e-メール	

<別紙1-1>

企業と子育て支援団体協働事業収支予算書
(収入)

科 目	予 算 額(円)	積 算 内 訳
財団からの助成金		
寄付金		
参加者負担金		
事業主負担		
合 計		

(支出)

科 目	予 算 額(円)	積 算 内 訳
賃金		
諸謝金		
消耗品費		
印刷製本費		
会議費		
通信運搬費		
保険料		
雑役務費		
委託費		
会場等借上料		
備品購入費		
合 計		

<別紙1-2>

企業と子育て支援団体協働事業計画内訳書

助成対象事業の名称		
協働事業者（企業） の概要	名 称	
	住 所	
	連絡先	
	企業活動内容	
助成対象事業の目的		
助成対象事業の内容		
実施時期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
対象者（参加者）	児童等 名 大人 名	
事業実施により期待される効果		
事業実施にあたり工夫している点やアピールする点		

*様式に記載しきれない場合は、別に事業内容がわかる資料を添付してください。

<様式第5号>

平成 年 月 日

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団
理事長 井原 理 代 殿

住 所 〒 _____

フリガナ _____

団体名 _____

フリガナ _____

代表者 _____

印

企業と子育て支援団体協働事業費助成完了報告書

平成 年 月 日付けをもって助成の決定があった平成 年度企業と子育て支援団体協働事業について、関係書類を添付して報告します。

1 助成金精算額 金 円

実支出額 A	寄付金その他の 収入 B	差引額 C (A-B)	基準額 D	助成対象額 E (CとDを比較して少ない額)
円	円	円	200,000円	円

- 2 企業と子育て支援団体協働事業収支決算（見込）書（別紙5-1）
- 3 企業と子育て支援団体協働事業実績内訳書（別紙5-2）
- 4 添付書類
 - (1) 事業の実施状況が確認できる資料（実施日当日の写真、参加者名簿）
 - (2) 事業実施当日の案内チラシ等
 - (3) 所要額の確認ができる資料（領収書の写し及び明細内訳書）
 - (4) 委託契約書の写し（事業を委託して実施した場合のみ）
 - (5) その他財団が必要と認めるもの

<別紙5-1>

企業と子育て支援団体協働事業収支決算（見込）書
（収入）

科 目	決 算 額(円)	内 訳
財団からの助成金		
寄付金		
参加者負担金		
事業主負担		
合 計		

（支出）

科 目	決 算 額(円)	内 訳
助成対象分	賃金	
	諸謝金	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	会議費	
	通信運搬費	
	保険料	
	雑役務費	
	委託費	
	会場等借上料	
	備品購入費	
助成対象外分		
合 計		

<別紙5-2>

企業と子育て支援団体協働事業実績内訳書

助成対象事業の名称		
助成対象事業の内容	日 程	内 容
実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
対象者(参加者)	児童等 名 大人 名	
企業との協働(連携)事業における感想、他の団体へのアドバイス		

*様式に記載しきれない場合は、別に事業内容がわかる資料を添付してください。